

## 令和3年第3回定例会 経済建設常任委員会審査記録（第1日目）

- 1 日 時 令和3年9月15日（水） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第 80号 村上市職業訓練施設条例を廃止する条例制定について  
議第 81号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 82号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 83号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 84号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 85号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 86号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 87号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 88号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 89号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 90号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 91号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第 92号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第100号 令和2年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（7名）
- |    |           |    |           |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 姫 路 敏 君   | 2番 | 山 田 勉 君   |
| 3番 | 大 滝 国 吉 君 | 4番 | 菅 井 晋 一 君 |
| 5番 | 尾 形 修 平 君 | 6番 | 川 村 敏 晴 君 |
| 7番 | 川 崎 健 二 君 |    |           |
- 5 欠席委員  
なし
- 6 傍聴議員（7名）
- |           |           |             |
|-----------|-----------|-------------|
| 富 樫 雅 男 君 | 高 田 晃 君   | 小 杉 武 仁 君   |
| 河 村 幸 雄 君 | 本 間 善 和 君 | 稲 葉 久 美 子 君 |
| 渡 辺 昌 君   |           |             |
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議 長 三 田 敏 秋 君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者
- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 副 市 長                   | 忠 聡 君     |
| 農 林 水 産 課 長             | 稲 垣 秀 和 君 |
| 同 課 農 業 振 興 室 長         | 中 川 博 之 君 |
| 同 課 農 業 振 興 室 係 長       | 菅 井 学 君   |
| 同 課 林 業 水 産 振 興 室 長     | 伊 藤 幸 夫 君 |
| 同 課 林 業 水 産 振 興 室 副 参 事 | 白 井 信 一 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長       | 小 川 良 和 君 |
| 地 域 経 済 振 興 課 長         | 田 中 章 穂 君 |

同課経済振興室長	成田大介君
観光課長	永田満君
同課観光交流室長	片岡昌幸君
同課観光交流室係長	船山ケイ子君
荒川支所産業建設課長	渡邊修君
神林支所産業建設課長	斎藤雄一君
朝日支所産業建設課長	加藤泰君
同課産業観光室長	高橋和憲君
山北支所産業建設課長	小田和弘君

10 議会事務局職員

局長	長谷部俊一
書記	中山航

(午前10時00分)

委員長(川崎健二君)開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第1** 議第80号 村上市職業訓練施設条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長(地域経済振興課長 田中章穂君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

地域経済振興課長 本議案については、村上市村上職業訓練施設について、当施設は昭和45年に完成し、これまでピーク時で492名という訓練生の輩出を行ってまいった。そういった長きにわたる歴史ではあるが、本年度の実習規模生徒数は28名と激減している。申込み28名ではあるが、実質のところ25名という、そういった生徒数になっている。よって、今現在この運営に当たっている村上職業訓練協会からも、運営の継続は非常に厳しい状態であることを踏まえ、本年5月23日の代議員総会において、令和4年3月において総会をもって当協会の解散をすることについて承認を受けている状態である。よって、当施設の当初の目的を終えたと判断して、廃止の条例を提案するものである。以上だ。

(質疑)

尾形 修平 この件に関しては前回の協議会で課長から説明を受けたけれども、そのときに跡地利用に関してもお話あったかと思うが、その後変更等、経過について、もし分かっているのであれば、教えていただきたいと思う。

地域経済振興課長 前回の委員会で、最終的には売却も含めた案も検討すべきではないかというご意見を頂戴いたした。現在においても今内部で検討を進めており、売却等の方向までは定めていないが、今内部で今後の利用について検討中である。

尾形 修平 普通財産にしてからの売却になると思うが、今回の本会議でもいろいろな普通財産の売却等については話出ているので、ある程度スケジュール感を持ってやっていただきたいなど。これずらずらとって、5年先、10年先そのまま残っているというような状況にはならないようにしていただきたいと思うので、よろしく願いたいと思う。以上だ。

姫路 敏 昭和45年の設立から何人の卒業生が出たと今、二百何と言っていたか。  
地域経済振興課長 先ほどの492名というのは単年度で一番ピークを迎えた年度であった。これまで、昭和の時代、昭和63年までの19年間においては4,030名。そして、平成に入ってから6,264名、これ平成だ。平成の間の30年間だ。合わせて1万294名だ。そして、そこにプラスして、令和に入って、元年度、2年度については80名。これ全て合計すると1万374名になる。以上だ。

姫路 敏 それだけの歴史と卒業生を抱えているわけであるので、閉鎖に当たっては閉鎖でいいのだけれども、これらについて何かちょっと式典、あるいは閉校に当たってはそういう卒業生などにも連絡できるところには取って、大々的にちょっとやったほうがいいのではないかなど、このように思うけれども、そんな考えはないか。

地域経済振興課長 今、市においてはそのような予定は考えていなかった。ただ、現在運営、これまで運営に当たっていた協会のほうで、何かそれに類する式典を計画しているのか、改めて確認して、また必要とあらば検討を進めていきたいと思う。

姫路 敏 私の知っている人では、堆朱の彫りのほうとか、こちらに嫁に来て、それからここで習って、それが今花咲いてやっている方も中にいらっしゃる、実際現実的に。そうやって考えてみると、そこには非常に思いがあるのだろうと思う、いろんな意味で。やっぱりただ、はい止めました、次にここに移すではなくて、これだけの歴史があるわけだから、その辺を少し捉えていただいて、前向きにその辺のところを考えていただきたいと思うけれども、これは副市長どうだ。

副市長 大変大勢の方がここで学ばれて巣立っていったということであるし、今委員から紹介あったように、特に伝統工芸である堆朱の作品においては、すばらしい賞をいただいたものもあるということもお聞きしているので、それにふさわしいような形で幕を閉じるということ協会の皆様方とも一緒になって、市もできる限りの対応ができるように考えていきたいと思う。ありがとう。

姫路 敏 委員長にちょっとお聞きするが、これ私も賛成する、これには、方向性として見れば。私はこの委員会というのは一件一処理、一事不再議で進めているはずであるので、これが後へいってもう一回覆すなんていうようなことは、委員長、ないよね。確認しておく。委員長に確認する。一旦ここで決まったものを、これで恐らく閉鎖するわけだから、何かの思いがあって閉鎖をやめてくれとか、そんなことはないよね。ここで決まったことは、この日決まったことは、これで一事不再議でいいよね、今定例会では。

事務局 局長 今回の進行上の確認だったと思うので、私のほうから述べさせていただくが、委員会の決定については、付託を受けて、委員会としての内部決定をさせていただき、最終日、これらについては最終的に本会議のほうの議決ということでの決定になるかと思う。以上である。

姫路 敏 ありがとう。一応確認した。

(自由討議)

姫路 敏 私先ほども言ったけれども、委員の方々にもちょっと聞きたい。もう行政とのやり取りは終わっているけれども、やっぱり1万374名の方が卒業している実績を持っているというのは非常に高く私はこの施設は評価されてきたのだろうと思う、今までに。やっぱり何かちょっとした、大々的というよりも、少しはやっぱり閉鎖に関わる、学校が閉鎖するときと同じような形で、少し思いを入れたほうがいいなと思う

- けれども、ほかの委員の方々はどんなものかなと思って意見申し上げた。
- 大滝 国吉 確かに思いは痛感しているが、今この状況の中でどのくらいできるのかなと不安なところもある。
- 尾形 修平 今姫路委員の言われているのは最も筋通っている話だし、私も賛成はしたいと思うが、決定に当たってはやはり協会との協議の中ですべきだなと思っているので、その辺、市のほうと協会のほうで十分協議していただきたいと思う。以上だ。

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑、自由討議を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第80号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第2** 議第81号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

農林水産課長 それでは、議第81号 公の施設に係る指定管理者の指定についてをご説明させていただきます。指定管理者の指定に係る資料の8Pを御覧ください。施設名は、朝日グリーン・ツーリズム推進施設である。指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人、都岐沙羅パートナーズセンターである。指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間である。根拠条例は、朝日グリーン・ツーリズム推進施設条例である。募集形態は限定指定で、公募によらない理由は、施設維持管理の実績があり、施設の設置目的である本市のグリーン・ツーリズムの事業の推進により、農林業関係企業の育成と市の活性化に努めていることが理由である。指定期間における指定管理料は無償である。選定委員会の答申・意見については、更新内容について了承の答申を受けている。簡単ではあるが、以上となる。

(質 疑)

- 姫路 敏 指定管理の資料の9Pのところなのだが、収入は指定管理料はゼロ円で無償ということなのだろうが、雑入というのは、これはどういうことなのか。どこから入ってくるものなのか。
- 朝日支所産業建設課長 朝日支所、産業建設課の課長だ。雑入については、都岐沙羅パートナーズセンターのほうで自主事業をやっている、その収入である。
- 姫路 敏 それが令和4年から令和8年まで31万1,000円が変わらないということは、31万1,000円の毎年自主事業をしているということなのか。内容を教えてください。
- 朝日支所産業建設課長 自主事業としては、学校、地域を結ぶオープンセッション企画運営とか、それから青少年森の仕事体験ツアーの企画、いわふね林業塾企画運営というような形で、そういうような運営、企画をするようになっている。
- 姫路 敏 収入があるということは、参加者からお金もらって、そして支出がそのお金でもらったもので間に合うという事業をしているということか。要するに雑入だから、事業をする、参加者か、あるいは後ろ盾になる誰かからもらったお金で支払うわけだよ、これ。自主事業は分かるのだが、それはどういうので雑入になるのか。そこを教えてください。

朝日支所産業建設課長 参加料も徴収すると思うし、無料ということもある。その中で、雑入を計上している。

姫路 敏 委員長、それとちょっと昨日に私言っていたのだが、指定管理者選定委員会が決めていっているのだろうけれども、委員会の内容について聞きたいので、条例の。お願いしたいのだが、いいか。この課長で。内容だと総務課長かなと思うのだが。ちょっとこの指定管理者選定委員会条例の内容について、二、三ちょっとご質問いたす。つまりが、これは指定管理者選定委員会が公募によらないということで、これはこれで決めていっているのだろうけれども、第3条に組織ということで第3条ある。そこに、委員会は学識経験を有する者のうち、市長が委嘱する7人以内の委員をもって組織するということが条例になっておる。これはどういうことかということ、端的に言うと、7人全員が学識経験者であるということなのだ、裏を返せば。いわゆる指定管理者委員の方々、尾崎さん、金子さん、板垣さん、小田さん、もう一人、小田典子さん、遠藤さん、佐藤学さん、この方々というのは何を以て学識経験者として指定されているのか、ちょっと分かる範囲で教えてください。学識経験者の定義を教えてください。

副市長 それでは、私のほうから選定に際して、今7人の方をお願いしているけれども、それぞれの選出区分というのがあるので、これを以て学識経験というふうに捉えている。お一方は金融機関にお勤めであったというふうな・・・

姫路 敏 学識経験という定義を教えてください、最初に。

副市長 大変失礼いたしました。それぞれの分野で専門的な知識をお持ちの方というふうに理解をしている。

姫路 敏 学識経験というのはそういうことではない。いろいろな辞書、辞典を引くと、そういうことではないのだ。学問上の知識の高い見識を持ち、学問上の知識だ。持ち、生活経験が豊かであると社会が認めている人。これは、社会が認めている人、これ当たり前。生活経験がというのは当たり前だし、皆それぞれでしっかりと事業もしたり、あるいは勤めたりして、一生懸命やっている方々というのは間違いはないと思う、これは。ただ、学識経験というところはどういうことなのかということだ。よく有識者ということと混同されるところがあるが、有識者というのとまた違うわけだ。それ専門にそれなりの勉強をしてきた方々ということだよ、学識経験というのは。ここも、今後はこの条例の中でやっぱりよくよく考えていかなければいけないなというところだと思う。今、ではこれ7人違うではないかとか、そうであるなんていうことの問題をしているわけではないのだ、私は。条例の在り方の問題をやっているの、やっぱりこれに合った、今ここに合った7人の方々に一番適切な条例文に変更すべきだろうと、これで真っすぐ行くのであれば。やっぱりそう思うのだけれども、どんなものだろうか。

副市長 ご意見として伺っておきたいなと思うけれども、今日その議論をすべき内容とは少し違うのではないかなというふうに思う。

姫路 敏 いや、何も違わない。指定管理者選定委員会が掲げている中での、この指定管理の選定だから。何も違わない。議論とは違わない。それをどういうふうに捉えているのかという部分。この条例の制定の議案はしていない。だから、この条例を変更して、今すぐ変えるべきだなんていうことは言っていない。合うような条例に今後考えていくべきではないかということをお願いしているだけで。

副市長 だから、ご意見として承っておきたいと思う。

姫路 敏 ということだ。私は、これ全然あれなのだが、問題とはしていないのだけれども、ただどうなのだろう、無償というのがこの中に適切に合っているのかどうか。無償、施設を貸しているのだから、そのお金を要らないよというよりも。だって、31万1,000円で、何か人件費、これは自主事業なのだけれども、光熱水費21万6,000円、修繕費5万円、この支出の内容が自主事業の支出の内容ではないのかなと思うのだけれども、今説明を受けると。これは、現実には電気もつけなければならない、水道も動かさなければならない、そういうことだよ、施設に入って物をしていけば。彼らに託されている課題は大きいと思うのだ。グリーン・ツーリズムというか、そこにおける彼らがいて動いているというのは、村上市にとって非常にプラスになっていること、その施設内でやっていると思うのだ、いろんな意味で。そうやって考えたときに、その維持管理に関して、おまえらの自主事業の中での維持管理の中に充ててくれということを行っているわけだよ、これ。そういう考え方で、私の考え方おかしいかな。指定管理料がないということは、どこから持ってこなければならないわけだ、電気代とか水道代とか全部。それを彼らの自主事業の中から支出しているようなものだ、これ。そういう考え方なのか。それにしても年間31万1,000円って安過ぎるなどは思うけれども。これちょっと聞かせてもらえるか、そこ、私の言っていることに的確な答えを。

朝日支所産業建設課長 支出については、これ施設の維持管理ということだ。当初からこの施設については無償で一応やっていたというので、こういうような形で今回も申請のほうをしている。以上だ。

姫路 敏 だから、施設の維持管理というのを自分らがやる事業から捻出した上で、それをお支払いしているということだろう。それでいいのだろうか。それでやってきたのだからそれでいいねかといえば、彼らもそれでいいねかという話に変わってくるのかなと思うけれども、ちょっと考えなければいけないと思わないか、これ。だって、施設を管理してもらっているわけだろう、電気代、水道料。これを水道光熱費と申し上げる。少なくともそういうものはかかるわけだ。ちょっと窓が割れたとか、何かということになれば、修繕費というのでも出てくる。それらを彼らがどこから、では埋めるのか。自分たちでお金出し合ってそれを埋めるのかと。指定管理というのはそういうこともあり得るかもしれないけれども、十分頑張って村上市のためにそこで活動してくれというのが指定管理なのだろう。間違っているのか、私の考え方が。

尾形 修平 口挟んで申し訳ないけれども、姫路委員が言われているのは、都岐沙羅パートナーズセンターがこの今指定管理を受けた朝日グリーン・ツーリズムだけを考えれば、確かに言われていることは分かるけれども、都岐沙羅パートナーズセンターというのはそれ以外のいろんなのをやっているよね。予算額もかなりの予算を持っている中で、施設の運営に関して、グリーン・ツーリズムに関してはこれぐらいの支出。本当は、施設全体のことを考えると、かなりかかっている。私も会員だし、大滝委員も会員になっているけれども、何千万円単位の予算でやっている中のグリーン・ツーリズムに関してはこれだけのお金を使わせていただきたいということの提案だというふうに私は受け止めていたけれども、いいか、それで。確認。

朝日支所産業建設課長 この支出に関しては、再度申し上げるが、施設の維持管理ということで、収入の雑入については、パートナーズセンターの自主事業から、この施設に関わる支出を払っていただくというようなことということで計上してある。

姫路 敏 理解した。分かった。そういう説明してくればいいのだ。でも、議案というのはそこだけの部分できちんと議案はしていかなければならない。無償になった要素として見れば、都岐沙羅パートナーズセンターということでの大きなお金を動かしている中で、その中から雑入として入る。だから、そこでやっていることだけの雑入でなくて、都岐沙羅パートナーズセンターで自主事業いろんな事業している中からこちらに出していただいているということによろしいのだね。

朝日支所産業建設課長 そのとおりだ。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第81号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第3** 議第82号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

農林水産課長 それでは、議第82号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、資料の10Pを御覧ください。施設名は、朝日シルクフラワー製作工房である。指定管理者となる団体は、朝日村まゆの花の会である。指定管理期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間である。根拠条例は、朝日シルクフラワー製作工房施設条例で、募集形態は限定指定である。公募によらない理由は、当該施設の管理運営を目的として設立された団体で、開設当初から維持管理してきた実績があり、設置目的である地域資源を生かした特産品の開発研究、農業振興、地域住民及び来訪者への製作体験の提供による地域活性化に努めていることが理由である。指定期間における指定管理料は無償である。選定委員会の答申・意見については、更新内容について了承の答申を受けている。簡単ではあるが、以上だ。

(質 疑)

姫路 敏 これもさっきと同じ、雑入って、これどういうことか。

朝日支所産業建設課長 この雑入についても、朝日村まゆの花の会の自主事業、そのほうから支出して、施設を維持管理しているというようなことだ。

姫路 敏 さっきのもそうだけれども、この雑入というよりも、何か。その団体が負担するわけではないか。団体負担と言ったほうが分かりやすいよね、これ。何かどこから持ってくるみたいであれだけれども。今までそうやって書いていたのだから、今になってそんなことしなくていいというのはあるかもしれないけれども。分かった。それで、23万5,000円ずつ毎年かかっていくのだよということで、これはいわゆる光熱費その他に充てていると、それでいいね。

朝日支所産業建設課長 そのとおりである。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第82号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第4** 議第83号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

農林水産課長 それでは、議第83号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、指定管理者の指定に係る資料12Pを御覧ください。施設名は、林産物展示販売施設である。指定管理者となる団体は、とれたて野菜市かみはやし株式会社である。指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間である。根拠条例は、村上市地域活性化施設条例、募集形態は限定指定である。公募によらない理由は、開設当初から維持管理してきた実績があり、当該施設の事業目的をよく理解し、神林地域の農産物や農作物の加工品などの販売及びPRのイベントを行い、地域産業の活性化などに努めていることが理由である。指定期間における指定管理料は無償である。選定委員会の答申・意見については、更新内容について了承の答申を受けている。簡単ではあるが、以上だ。

(質 疑)

姫路 敏 また指定管理の積算の内訳のところ、ちょっと見ていただいて、収入というのは売り上げるのだろうと、その場所で売り上げていくのだと、商売するのだということ、2,921万6,000円って相当な金額なのだが、差引き235万2,000円というのがある、令和4年度。この235万2,000円というのは、これは市のほうに戻ってくるお金のことを意味しているのか。

農林水産課長 令和4年だと235万2,000円というふうに差引額になっているけれども、これは市に入る金額ではない。

姫路 敏 これは何だ。235万2,000円というのは、利益、売上げ、粗利だよ、これ。売上げから経費を引いて、そこからまたいろいろなもの、これ何だ。235万2,000円って何だ。どこに行くのか。

神林支所産業建設課長 お答えする。この差引きは、とれたて野菜市の収入になる。以上だ。

姫路 敏 売上げ、これ、では2,921万6,000円というのは何だ。

副市長 私のほうからお答えさせていただく。とれたて野菜市は、ここ株式会社としての運営形態であるので、生産された農家から、それを一旦仕入れて、そして販売するので、その差益がいわゆるここでいう売上げという収入の元になっている。先ほど差引きの金額をご質問されたけれども、これは当然その株式会社のいわゆる利益となって計上されるので、それが引き継がれていくというふうに判断をしている。なお、この積算内訳については、これを一つの目安として市のほうから示しているわけであるので、これを基に運営者側は実際の経営に当たっていくというふうに理解をし

ている。

姫路 敏

これだけ利益が出るのであれば、簡単に言えば、場所代いただいても。指定管理って、払うだけではなくて、やっぱり場所代というか、そういうのもいただいても。だって、老朽化してくれば、そこに市だって修繕入れていかねばならないだろう。例えばドアが開きにくくなったといえ、それ修繕するのは市が修繕するわけだ、まず。いうことを考えると、その場所を貸すから、格安でもいいから、これだけ利益が出ている企業体なのであれば、その利益のうちから家賃収入として市のほうに、例えば1か月5万円なら5万円、例えばの話言うけれども、60万円。これ235万2,000円というのは、粗利だ、簡単に言えば。そこからいろいろなものが引かれて、最終的に税金をお支払いしている企業だと思う。場所を借りて、お金も払わない中で商売をしているなんていうのは、この世の中にならなから。そんないい商売であれば、みんなやりたがる、当たり前だけれども。でも、ここでやっている方々の趣旨からいうと、地元の生産産業のすごく役立っているところいっぱいあると思うので、地元産をこうやって扱っているんで、それを否定するものではないのだけれども、ある意味では、差引きがこれだけあるのであれば、今後は、これ5年後、もうここで覆すことはできないのだろうけれども、5年後はその辺のところもちょっと指定管理として考えなければいけないかなと思う。それともう一つは、令和4年から令和8年まで、令和4年で一旦決めた数字が全部横並びになるだろう。これ銀行持っていったら、おまえ何考えているのだと言われる、現実的には。いや本当に。売上げが、収入の売上げがどのぐらいになるか分からないけれども、毎年同じなのだからねという話に変わってくるのだ。だから、私は、そこで言いたかったのは、これが本当に学識経験者がこれを見たら、それなりの注文をつけると思う。こういうところなのだ、私の言いたいのは。別に何々大学の経済学部の経済学科、学士号を取ってきた人をみんなそろえろなんて言っていないのだ。でも、それなりの学識がある人がそろっていないと、そういうところまで目が届かないではないか。私は、指定管理として、やっぱりこれだけやって活性化してもらうためには、ちゃんとしたやっぱり資金予定も立ててもらわねばならないし、利益が出るのであれば、今はこれで、これを書き換えろと言われなくてもいいけれども、5年終わった後にはちゃんと資金計画もきちんと立てて、それでもってもしその中で実績として利益が出ているようであれば、そこには少しは家賃収入もあってもいいのではないのと。5年たてば戸も壊れてくる、窓ガラスも替えねばならない、便器も壊れるかもしれない、分からない。そういうところが少し考えてもらいたいと思っているけれども、どうだか、副市長。

副市長

この施設については、管理運営が株式会社であるということの性格性から、当然利益も追求しなければならないし、適正な利益が捻出されているものというふうに理解をしている。その上で、地域貢献も多大なものがあるというふうに理解をしているので、今の委員のご意見を参考にしながら、これも将来的にはどういう形であるべきかということも含めて考えていきたいというふうに思う。

神林支所産業建設課長 今回の姫路委員のご質問の中で、施設の使用料だが、月額6万円の掛ける12で72万円を協力金として納めていただいております。ここに、その他部分のほうで恐らく入っていたと思われる。ちゃんと表示しておかなければならなかったかなと。すまない。

姫路 敏

そういうのであれば、それでいいのだろうけれども。ただ、それを支払ってもそれ

で相当な利益が出ているのだから、逆に言えば6万円では安いのかなと思ったりもする。これは最終的に5年間見たときに、結構利益出して税金も納めているのではないのを見たら、やっぱりもうちょっと上げてもいいのかなとは思いますが、その辺理解していただければと思う。以上だ。

(自由討議)

姫路 敏

自由討議なのだが、これ委員さんのほう、理事者とのやり取りは終わっているのだけれども、こういう類いのものというのは、やっぱりぜひ売上げを上げて行って利益も出して頑張ってもらいたいというのはあるのだけれども、これできれば年に1回、収支の状況をやっぱり委員会としてみても捉えていきたいなとは思っているけれども、その辺いかがだろうか。5年間ずうっとやって、5年後にまた指定管理のときに実績はと見るのではなくて、そういう経過を少し眺めながら、委員会としても進んでいきたいなと思っているけれども、どんなものかなと思っている。ご意見いただければありがたい。

尾形 修平

私も基本的に賛成だ。今回のこの案件は、神林の野菜市場さんは株式会社という法人形態取っているけれども、本来であれば本当にこれ組合をつくってやればいいのかと思うけれども、また今姫路委員言われたように、例えば朝日のまほろばさんとかも株式会社の形態取っているので、そういうところとの意見交換も委員会としては必要なのではないかなというふうに思うので、今後閉会中の調査の中でもしていただければなというふうに思う。以上だ。

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑、自由討議を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第83号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第5**

議第84号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

農林水産課長

それでは、議第84号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、14Pを御覧ください。施設名は、農産加工所である。指定管理者となる団体は、ゆりの会企業組合である。指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間である。根拠条例は、村上市地域活性化施設条例である。募集形態は限定指定で、公募によらない理由は、開設当初から維持管理してきた実績があり、当該施設の事業目的を理解し、神林地域の農産物を原料として使用し、加工販売や製造などを行い、地域産業の活性化などに努めていることが理由である。指定期間における指定管理料は無償である。選定委員会の答申・意見については、更新内容について了承の答申を受けている。簡単ではあるが、以上だ。

(質 疑)

姫路 敏

さっきと同じように、その他のところの282万7,000円というのがあるが、やっぱり家賃と言うと語弊あるのかもしれない。場所代というのか、そういったものは徴収

しているのか。

神林支所産業建設課長 姫路委員のお答えする。1か月5万1,000円掛ける12か月で、61万2,000円を協力金としていただいている。以上だ。

姫路 敏 では、収入のところの委託販売と直接販売というのは。委託販売というのは農家の方々が持ってきて、販売した中の何割かもらう。農協のよれっしゃこいっちやみたいなやり方なのかな。それとも、そういうことなのかな。直接販売というのは自分のところでやったものを出していくと。どういうことかな。

神林支所産業建設課長 加工所で作った商品を、隣のとれたて野菜市のほうで主に販売をしているという委託収入ということになる。委託販売だ。

姫路 敏 ちょっともっとよく説明してくれ。委託と、そこに直接と2つあるではないか。

神林支所産業建設課長 委託販売は、とれたて野菜市のほうに商品を置いて販売していただいているということで、直接販売は、直接やはり注文を受けるので、主に発送している商品で、とれたて野菜市を通さないでじかに発送しているような商品となる。以上だ。

姫路 敏 これもやっぱり、みんな横並びで一緒なのだろうけれども、やっぱりそれなりの時代の変化がこの5年間にあるはずだから、今はこれであれだけけれども、5年後には、いわゆる収入等も浮き沈みがあるとは思っているのだが、伸びていくような形で捉えるのが大体通常なのだけれども、その辺も含めてお願いしたいなと思うが、どうか。副市長どうだか、これ。

副市長 先ほどの案件でもご説明申し上げたけれども、これもあくまでも目安としての数字を記載している。もちろん経営体にはそれぞれの経営計画、運営計画というものもあるわけであるので、実際の数字とは少しかけ離れている部分はあるかと思うけれども、現実的な数字を捉えながら、今後そういった数字を基に、ここにも記載できるように工夫をしていきたいというふうに思う。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第84号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第6** 議第85号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

農林水産課長 それでは、議第85号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるけれども、16Pを御覧ください。施設名は、浜新田農村公園である。指定管理者となる団体は、浜新田区である。指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間である。根拠条例は村上市農村公園条例で、募集形態は限定指定である。公募によらない理由は、良好な運営管理を行ってきた実績があり、地域の公園として一定の管理権限をもって自主的な運営を行ってほしいことが理由である。指定期間における指定管理料は無償である。選定委員会の答申・意見については、更新内容

について了承の答申を受けている。簡単ではあるが、以上だ。

(質 疑)

姫路 敏 これ右倣えで85号から89号まで、集落名は変わるけれども、やっていること同じなので、一気にその一つに聞きたいのだが、みんな団体提案型の無償ということになっているけれども、これ本当に、例えば下渡の農村公園に下渡以外の人も来て遊ぶことも可能だよね、これ。そういうことになると、草刈りだのそういったことは、その下渡の集落でやっているわけだよね、これ。維持管理的なところというのは、建物はないにしても。どうだか。

農林水産課長 姫路委員のおっしゃるとおりだ。

姫路 敏 これ今回それで令和9年と非常に長い、5年ということになるのだけれども、それでいくということになるのだろうけれども、草刈りとか、やっぱり町内で集落でやったりするのであれば、せめてゼロ円というよりも、そういう何か、燃料代とか、そういったものというのは全く考えられないのか。それとも、その草刈りなどは市でやるわけか。

農林水産課長 公園の草刈りについては、やはり区のほうで行っていただいている。その農村公園自体、確かに市の施設ではあるけれども、集落内での利用も数行っているというふうに聞いているので、その事業を行う際にきれいにしたいということで、集落のほうでも協力していただいているというふうに考えている。

姫路 敏 恐らく指定管理になる前は集落ごとにあった農村公園たるもの、それで集落でそれを管理しながらやっていたのを、指定管理という文字に置き換えてそこにやっただくように変わった時点でこういう取引というか内容になったのだろうけれども、今後は指定管理料なんかなかったら、何かのきっかけでやっぱりそういったようなところの。今なぜこんなこと言うかということ、大分高齢化しているのだ、集落の中も。若いときはよく草刈りとかもやってくれた人もいるけれども、亡くなってしまったり、高齢になってしまったり。そうなってくると、やっぱり容易でない思わなければならない。恐らくそういうところに至っても、今後、下渡の集落はどうだか分からないけれども、どこかのいわゆるアクシィーズとか、ああいったところをお願いして草刈りをしてもらうなんていうようなことが始まった場合はお金がかかるわけだから、何かの今後、今度5年後にはそういうところも含めて少し考えたほうがいいのではないかなと思う。いかがか。

副 市 長 私のほうからお答えする。この農村公園も、今検討している公共施設のマネジメントプログラムの中で、今後どうあるべきかということを検討する中に入っている。今委員おっしゃるように、今後の管理運営が果たしてどうあるべきかということもまさにその部分かというふうに思うので、ご意見として伺いしながら、マネジメントプログラムの中で整理をしていきたいというふうに思う。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第85号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（川崎健二君）休憩を宣する。  
（午前11時00分）

---

委員長（川崎健二君）再開を宣する。  
（午前11時09分）

---

**日程第7** 議第86号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

農林水産課長 それでは、議第86号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるけれども、18Pを御覧ください。施設名は、四日市農村公園である。指定管理者となる団体は、四日市区である。指定管理の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間である。根拠条例は、村上市農村公園条例である。募集形態は限定指定で、公募によらない理由は、良好な運営管理を行ってきた実績があり、地域の公園として一定の管理権限をもって自主的な運営を行ってほしいということが理由である。指定期間における指定管理料は無償である。選定委員会の答申・意見については、更新内容について了承の答申を受けている。簡単ではあるが、以上だ。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第86号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第8** 議第87号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

農林水産課長 それでは、議第87号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるけれども、20Pを御覧ください。施設名は、鋳物師農村公園である。指定管理者となる団体は、鋳物師区である。指定管理期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間である。根拠条例は、村上市農村公園条例である。募集形態は限定指定、公募によらない理由は、良好な運営管理を行ってきた実績があり、地域の公園として一定の管理権限をもって自主的な運営を行ってほしいということが理由である。指定期間における指定管理料は無償である。選定委員会の答申・意見について

は、更新内容について了承の答申を受けている。簡単ではあるが、以上だ。

(質 疑)

姫路 敏 鋳物師農村公園のところは多くの遊具が入っていると思うのだ。昨年度だったか、その遊具が使用禁止ということで、急にそういう形になって、大分慌てて区長さんやら、あるいは付近の住民も何かいろいろ問題あったりしたけれども、その辺どうだか、解決できているか。

農林水産課長 危険な遊具については、昨年度中に市内の農村公園全ての危険な遊具は撤去済みである。

姫路 敏 全部が利用できる形になっているということか。市内の全部、危険なところ全部直してはいないと思うのだ、予算の関係上。ただ、私は鋳物師のことを言っているのだ。

農林水産課長 鋳物師の農村公園については、危険な遊具については撤去している。

姫路 敏 撤去というと、修繕のとはちがう。撤去というのは危険だからなくすということだし、どうなっているのか。

農林水産課長 危険な遊具は撤去しているし、修繕のほうも終わっている。

姫路 敏 その危険な遊具の撤去って何だ、危険なんていうのは。たしか滑り台とかはあったと思うのだが。何があるか、今そこの鋳物師の農村公園に。

農林水産課長 管理しているのは、遊具としては滑り台1基、ブランコ1基、シーソー1基、回転遊具1基である。

姫路 敏 それは全部、安全確認の上、機能して、設置されているということでもいいのだよね。

農林水産課長 そのとおりである。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第87号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第9** 議第88号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

農林水産課長 それでは、議第88号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、22Pを御覧ください。施設名は、大関農村公園である。指定管理者となる団体は、大関区である。指定管理期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間である。根拠条例は、村上市農村公園条例である。募集形態は限定指定で、公募によらない理由は、良好な運営管理を行ってきた実績があり、地域の公園として一定の管理権限をもって自主的な運営を行ってほしいことが理由である。指定管理期間における指定管理料は無償である。選定委員会の答申・意見については、更新内容について了承の答申を受けている。簡単ではあるが、以上だ。

(質 疑)

- 姫路 敏 大関のほうの農村公園には、遊具はどうなっていたか。
- 農林水産課長 大関の農村公園には、現在遊具は設置されていない。
- 姫路 敏 遊具があったのを撤去したはずなのだけれども、それでいいか。
- 農林水産課長 先ほども述べたけれども、令和2年度、危険な遊具については撤去している。
- 姫路 敏 大関のほうの公園というのは、遊具もずっと使えない状況だった。それで撤去したのだろうけれども。大関の方々、そして高平の方々、大関から行くとずっと高平の方々、この方々というのが、袋もそうだ、鋳物師のほうの公園にみんな来るのだ。現実がそこなのだ。だから、これも公共施設の考え方のときに、どんなふうを持っていくのか分からないけれども、それも念頭の上でいろいろちょっと考えてもらいたいと思うけれども、副市長、どうだか。
- 副市長 ありがとうございます。利用実態が現在どうなっているのかということについては、ここに限らずいろいろ変化があるのだろうというふうに思う。将来を予測しながら、どうあるべきか、そこはしっかり考えていきたいと思う。ありがとうございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第88号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第10** 議第89号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

- 農林水産課長 それでは、議第89号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるけれども、資料の24Pを御覧ください。施設名は、下渡農村公園である。指定管理者となる団体は、下渡区である。指定管理期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間である。根拠条例は、村上市農村公園条例である。募集形態は限定指定、そして公募によらない理由は、良好な運営管理を行ってきた実績があり、地域の公園として一定の管理権限をもって自主的な運営を行ってほしいことが理由である。指定期間における指定管理料は無償である。選定委員会の答申・意見については、更新内容について了承の答申を受けている。簡単ではあるが、以上だ。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第89号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第11** 議第90号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

農林水産課長 それでは、議第90号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるが、26Pを御覧ください。施設名は、門前せせらぎ公園である。指定管理者となる団体は、門前区である。指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間である。根拠条例は、村上市農村公園条例である。募集形態は限定指定、公募によらない理由は、良好な運営管理を行ってきた実績があり、地域の公園として一定の管理権限をもって自主的な運営を行ってほしいことが理由である。指定管理における指定管理料は183万円を限度としている。選定委員会の答申・意見については、更新内容について了承の答申を受けている。簡単ではあるが、以上だ。

(質 疑)

尾形 修平 この内訳見ると、202万円になっているよね。これというのは何なの。どういう差異があるのか。

農林水産課長 すまない。この数字については、ちょっと確認させていただきたいと思う。申し訳ない。

尾形 修平 先ほど来質問出ていたけれども、この門前のせせらぎ公園に関しては、敷地も広いし、あといろんなあずまやとか、あとパーゴラとかもあって、施設の管理上、これぐらいの経費がかかるのかなというのは分かるけれども、修繕費が1万円ということであるけれども、例えば今言ったトイレの修繕とか、そういうのというのは市との仕様書の中での取決めというのはどうなっているのだろう。

農林水産課長 経常的な修繕については管理者のほうで消耗品の1万円ということで賄っていただいているけれども、それを超えるような大規模な修繕については市で行うということになっている。

尾形 修平 これ当然市の施設だから、どなたが使ってもいいと思うのだけれども、例えばさっき一番最初に出た浜新田の農村公園にもトイレがある。農村公園の中でもトイレがある施設とないところがあるのだけれども、トイレなんかも基本的に、例えばどなたが使っても、水道というか、水栓柱もそうだけれども、いいということなのだよ、理解としては。

農林水産課長 そのとおりで、誰が使っても構いません。

(自由討議)

姫路 敏 施設の管理というものがいろいろ出てくれば、それなりのお金もかかるのだろうし、また今尾形委員言うように、金額も違うというのはちょっと困るので、そういうところはきちんと今後出してもらわなければいけないし、委員会からもこういうのはやっぱりちゃんと言ってもらわなければいけないよね、行政側に。それだけだけ

ども、何か意見あれば。

農林水産課長 今ほどの数字、指定管理料の金額は、こちらのほうで183万円というふうにご説明したのだけれども、表の中では202万円というふうになっている。すまない。こちらのほうの印刷間違いで、この202万円というのは市が積算した額であって、実際に門前区から出てきている数字が183万円ということで、183万円でお願いしたいというふうに考えている。

姫路 敏 これそうすれば、どこのどういうふうに。183万円割る5だか。

農林水産課長 そのとおりである。183万円を5で割って、1年間は36万6,000円というふうになる。  
尾形 修平 これだけの施設を維持する中で、市が積算している202万円というのも根拠があって出しているのだろうけれども、門前区との話合いの中で、無駄に費用を増額するというわけでないけれども、市で予算の規模があるのであれば、その辺話合いの中で、門前区さんとしてもお金はいっぱいあったほうがいいにこしたことはないので、下がった経緯が、下がって提案してくる経緯がちょっといまいよく分からないのだけれども。

農林水産課長 確かに市のほうで試算した額と区で算出された額、市のほうの金額が高いということだけれども、集落のほうと協議して、金額のほうも大丈夫だということで、区のほうの金額で提示させていただいている。

尾形 修平 ちなみに、今確認していないけれども、これ以前の今年までのやつも183万円だったか、前回の契約に関して。

農林水産課長 令和2年度も36万6,000円という形で、その金額をまた令和4年から引き続いて5年間という形で上げさせていただいている。

姫路 敏 これ自体は説明書だからいいのだろうけれども、やっぱりそのことを皆さんにお伝えしておいたほうがいい。積算違いしていましたということで、183万円が間違っていたら逆に大変だけれども、183万円に対しての積算内訳の訂正があったという。そんなこと要らないのか。局長どうなのだろうか。

(何事か呼ぶ者あり)

姫路 敏 いいのか。報告で言えばいいのか。

(何事か呼ぶ者あり)

姫路 敏 いや、議案書ではないので、これは。

副市長 これまでも説明申し上げてきましたけれども、これはあくまでも市として試算をした一つの基準値がこの額ということなので、これを基に、それぞれ運営に当たられる方は参考にしていただきたいという意味で示した額である。ただ、前の議案でも指摘あったけれども、それにしても同じ数字がずっと並んでいるということは現実的にどうなのかというふうな観点からすれば、今後この試算の積算の在り方も考えなければならぬということである。

姫路 敏 私が言っているのはそのことではなくて、この議案書が出て、議案に対する説明書なのだ、この文書というのは。これが言ったことと見たことが間違っているということになれば、我々は常任委員会でいろいろ説明聞いたりなんたりできると。ほかの人は、これ見ている人は、そう思っている人も中にはいるということだ。だから、この部分の訂正について見れば、訂正をきちんと行政側からは出していただいて、それはしっかりとやっぱり伝えておくべきなのだろうと思う。そういうことを言っている。それは、委員長の報告ではちゃんとやらねばならないことだよ。その内容の積算の在り方の問題を言っているのではない。説明書類の訂正をお願いする

- ということで、それを行政側からちゃんと言ってもらわないと困る。
- 副市長 訂正には当たらず、これはあくまでも市が示した積算の内訳を示させていただいているのであって、それに基づいて、団体である門前区からは183万円よろしいという、そういうお話をいただいたという、そういう記載の内容になっている。
- 姫路 敏 そういうことを言っているのではないのだ。このこの説明文は、36万6,000円掛ける5年間で183万円になるわけだ、指定管理料そのものが。これ見ると、指定管理料が202万円ではないか。これ自体が間違っているわけ。だから、これは、このいわゆる指定管理料を根本に、その積算の証明をここでしているのだけれども、その証明が間違っているのだから、それは間違っていた、訂正いたすということをやちゃんと議案に報告してもらわないと困るよということ。議案書そのものというのは変わらないから、議案書ではないけれども、そうしないと、これあれだろうということ。この積算のやり方のことを言っているのではないのだ。
- 尾形 修平 何か誤解されていると私は思っているのだけれども、これはあくまでも市が積算に当たっての、市が設定した内訳だよ。だから、本来であれば、団体のほうから出てきた内訳書もここに183万円の根拠として出てくれば、今言ったような誤解は多分なくなるのだと思うので。私はそっちのほうがいいのかなというふうに思うので、今後そういうにしていれば、見た方が一目で分かるようになるのではないかなというふうに思う。
- 姫路 敏 ちょっと団体のとかいう意味ではなくて、団体のが上がってくるわ、市のだって考えるわ、それを協議して決まった内容をここに出示してもらわんと困るということだ。そんな団体のももう一つつけてなんて、そんなことを言っているのではない。これは、この183万円になった根拠がここにあるわけだ。その根拠を揺るがしているのだ、もうこの時点で。だから、これは団体と話し合っ、その指定管理料の積算の内訳というのはもう団体と話し合っ決まった内容がここに出るこなければならぬのだ。我々は選定委員ではないのだから。市の出した積算はこうだ、団体から出てきた積算こうだ、照らし合わせてうんうん、うんうんと考えるのは選定委員会の話ではないか。ここは議会の、それが、話し合っ決まった内容がここに記されなければいけない。これが間違っているのであれば、文章の訂正をすればいいだけだろうということをや私は言っている。何でもそう。訂正したからおかしいのだ。間違っしたのはちゃんと認めて、間違えた、それで36万6,000円ずつだ、これをちゃんと行政側からしっかりと伝えればいいだけだ。議案はこれ1枚なのだ。議案書というのはこれ1枚、これが議案なのだ。この議案を、はっきり言って、訂正しているのがこの説明書なのだ。その説明書の中に入ってくる積算が間違っるとかいうのは、訂正すればいいではないか。それは、いや、おまえさんの考え方が違うって、私は納得いかない、それは。とんでもない話だ。

委員長（川崎健二君）休憩を宣する。  
（午前11時37分）

委員長（川崎健二君）再開を宣する。  
（午前11時43分）

農林水産課長 今ほど議論になっている指定管理料についてなのだけれども、こちらの資料のほう

に記載されている金額、団体から提案された金額と市のほうの積算内訳という形で出ている金額との相違なのだけれども、やはり資料としてはこのまま、やはり202万円というのはあくまで市のほうで試算した金額という形で資料を提示させていただいている。なぜかという、団体から提案されている額についての詳細についてはやはり企業秘密などがあって公表できないということで、目安として市の積算額を記載しているということになっている。

(「了解」と呼ぶ者あり)

姫路 敏 それは、団体として、そうすれば、これ審査できなくなる。何でこれなるのだ、その根本は何なのだと、団体のほうはどこがどう違っていたのだという話を突き止めていくもの、今度。内訳が合わないし、分からねば、何で合わないのだという話に変わってくる時にはそのこと言わねばならないだろう。だから、市のあくまでも積算とかというのではなくて、私は、これはいいわ、これで。いいとしても、今度するときにはやっぱりちゃんと話し合ってきた、きちんと金額になった積算を出してもらったほうがいい。

副市長 分かった。資料の在り方については、もっと分かりやすいような形で出せるように工夫をしていきたいというふうに思うので、今回のこの表についてはそういうことでご理解いただければありがたいというふうに思う。

姫路 敏 一応委員長の報告では言っておいたほうがいい。

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑、自由討議を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第90号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第12** 議第91号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

農林水産課長 それでは、議第91号 公の施設に係る指定管理者の指定についてであるけれども、28Pを御覧ください。施設名は海府ふれあい広場である。指定管理者となる団体は、海府ふれあい広場管理運営組合である。指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間である。根拠条例は、村上市農山漁村交流促進施設条例である。募集形態は限定指定で、公募によらない理由は、地域間の交流や活性化を目的に設置された施設であり、この施設を活用して地域の自然・農作物などを活用した交流事業や関連した活動により地域活性化を図ることを目的に設立された団体であるから、一定の権限をもって自主的な運営を行ってほしいことが理由である。指定期間における指定管理料は855万円を限度としている。1年間では171万円である。選定委員会の答申・意見については、更新内容について了承の答申を受けている。簡単ではあるが、以上だ。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第91号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第13** 議第92号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（観光課長 永田 満君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

観光 課長 それでは、議第92号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。指定管理者の資料のほう、30Pと31Pをお開きいただきたいと思う。施設の名称については、山熊田長期滞在施設である。指定管理者となる団体は山熊田集落で、指定管理期間については令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としている。この期間については、現在、公共施設マネジメントプログラムに基づいて、今後の施設の在り方について検討しているところであるが、これまで5年間としていたが、3年間に短縮して、地元との協議も含めて検討することとしているので、3年間とさせていただいている。公募によらない理由としては、平成3年当時から山熊田集落に管理を委託していて、適正な管理をしていることから、これまでの実績を踏まえて、引き続き限定指定とするものだ。指定管理料については、3年間で121万8,000円である。なお、選定委員会のほうからは了承の答申をいただいているところである。以上、よろしく願います。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第92号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（川崎健二君）休憩を宣する。

（午前11時51分）

---

委員長（川崎健二君）再開を宣する。

（午後 1時00分）

---

日程第14

議第100号 令和2年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（観光課長 永田 満君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

観光 課長

それでは、議第100号 令和2年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。決算書の230P以降になる。昨シーズンは新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から営業休止といたしたが、一昨年は少雪のため営業できなかったのが、2シーズン連続での営業休業ということになった。まず、収入についてであるが、230P、231Pに収入済額の記載があつて、1,410万1,443円である。歳出については232P、233Pに記載があり、合計で1,349万6,734円ということで、歳入歳出差引き残額は60万4,709円となっている。詳細についてご説明いたします。まず、歳入についてであるが、234P、235Pになるが、昨シーズンは営業休止のため、1款1項1目売上金及び2款1項1目蒲萄スキー場使用料については決算額ゼロとなっている。3款1項1目の一般会計繰入金、それから4款1項1目の繰越金、これは前年度からの繰越金になる。それから、5款1項1目の雑入は消費税の還付金であるが、歳入の合計が先ほど申し上げた金額となっている。歳出についてであるが、236P、237Pを御覧いただきたいと思う。1款1項1目の一般管理費の備考欄1、蒲萄スキー場一般経費であるが、主な内容としては安全統括管理者等の報酬、それから下越地域スキー観光連絡協議会等の各協議会等への負担金である。それから、備考欄2については、蒲萄スキー場運営経費であるが、こちらについては現場作業員の報酬、それから修繕料についてであるが、修繕については圧雪車2台分のシーズン前点検整備の代金、それから圧雪車格納庫のシャッターの取替え修繕等である。そのほかスキー場の除排雪委託料、それからグレンデの草刈り業務委託料、それから借地料等が支出となっている。工事請負費については、グレーロード、こちら中腹部分からグレンデの下のほうに迂回するコースとなっているが、こちらの路面整正工事及び土側溝の整正工事を行ったものである。また、2款1項の公債費であるが、こちらの1目の元金で起債の償還金、それから2目の利子で起債償還金の利子ということで支出している。歳出合計が先ほど申し上げた1,349万6,734円となっている。以上である。

（質疑）

菅井 晋一

決算ともちょっと関連すると思うが、なかなか2年続けて営業しないと、今年、令和3年度にスキー場開くというのはなかなか大変だかなというふうに思うけれども、一番は人だと思っただけけれども、早めに動かないと、かなりの人数を要するわけなので、その辺、これからオープンに向けた動きというのはどのような状態になっているだろうか。

観光 課長

今現在オープンする予定で関係機関、関係者と協議をしているところであるが、今のところ専門技術員のほうにもお話をさせていただいているし、最終的な判断になったときには、リフト係等々、それぞれのほうにもまた募集をかけたいと思っている。

菅井 晋一

最終的な判断というのがこれからだということのだけれども、早めにしないと、それこそ人も集められないし、体制整えるの大変だと思うので、いずれにしても早い決断をしないと難しいのかなというふうに思うので、難しい判断かもしれないけれども、早めに決めていただきたいと思う。私個人的にはぜひやってもらいたい。今年や

めればそれこそ、なかなか本当にできなくなるのかなというふうに思うし、何かずるずるとやむやにやめるのはあまりにも、歴史ある施設であるし、そうやって期待持っている人もいっぱいいるので、ぜひ早めにスタートする決断をしていただきたいと思う。

観光 課長 オープンになると、当然リフトの整備、点検等も必要になってくるので、間に合うように早めの判断をしたいと思う。

菅井 晋一 本当にもう、こうやっている、これはできなくなるのを待っているみたいな気がする。やっぱり夏ぐらいからスタートしないとできないのかなというふうに思う。私もあそこに1シーズンいたので、もう夏あたりからポスター作ったり営業に動く段階かなと思うので、もうぎりぎりだと思うので、早めにやっぱり決めないと。決めないというのはやめる気なのかなというふうに思うし、本当にやはりもうぎりぎり限界だと思う。よろしく願います。

姫路 敏 いろんな選択肢が存在していると思うのだけれども、今年度のというのは昨年度の決算ベースでいくと、一般会計からの繰り出しというのか、これが一千二、三百万円で、済んでいるという言葉が正しいのか分からないけれども、1,300万円ぐらいで、これ動かすと大体三千五、六百万円ということになってこようかと思うのだけれども、三千五、六百万円かけてもこういう効果があるのだという、そのインパクトのあるものがどういうふうな説明で捉えられるのか、その辺説明できるか。

観光 課長 なかなか県外からの誘客となると難しいかと思うが、県内、新潟市近隣、それからあと市内の子どもたちのスキー教室をやっている、その辺での活用は見込まれるかと思う。

姫路 敏 もし方向性が出るとするならば、例えばの話だよ。借地料で270万円程度、毎年これは出ているのだろうけれども、その土地代の例えば、例えばの話だよ、この決算の在り方の中で、今後蒲萄スキー場をやめるということに、これちょっと菅井委員には失礼だけれども、そういう方向性がもし行政で、もし出すとするならば、例えば借地料の10年分を地権者にお支払いするとか、そしてまたそこで撤去工事が出てくるのだろうし。それで考えてみると、10年分払っても2,600万円ではないのだ、変な話。2,700万円ぐらいではない。そこら辺までの、いわゆる納得できるような内容を提示して、この決算見る限り、例えば提示して。昨日の新聞、ちょっと私読ませてもらった下越版のところにこういうこと書いてあるのだ。胎内市の首長の抱負、このたびいわゆる井畑さん、また再選されて、すばらしい功績を残していると私は踏んでいるのだけれども、その中に一時休業、休止方針を示した胎内スキー場。胎内スキー場、もうやめようかという話も出た。その中に、クラウドファンディングでいただいたお金を基金として積み立てた。あそこのスケートボード場も同じように、あそこもらって、信金さんからもらって。企業版になってそういうことやったのだろうと思う。詳しいところは詳細見ていないが、ただ、雪が降らなくてもワンシーズンは大丈夫だよと。いわゆるそういう方針を打ち立てて、それだけの資金的な材料持ってきてやる、取りかかる、これは経営的にも素早い手腕だと思うのだ、クラウドファンディングを創造して、そこに入れて。何を言いたいかという、やるならばそこまでの覚悟を持って、クラウドファンディングでもして、ここに投資したくなるようなものややっぱり提示していかないと、税金として3,500万円も3,600万円も毎年毎年そこにかけていくだけの価値があるのかと今度変わってくるわけだ。胎内市にかけてもいいと思うのだ、逆に言うと。子どもたちのスキー教室

やら、あるいは村上市民の憩いの場となるスキー場を胎内市に求めてもいいではないか、胎内スキー場に。ある意味負担金村上から出してでも。その代わり村上市民は安くしてくれとかでもいいと思うのだ、考え方は。だから、そこでやっていく意味がどこまであるのかという部分をちゃんと説明できないと、納得できるかどうかなのだ、今後。そういう観点で物を考えないと。今、今年はやるということでの予算立てして動いているわけだよね。だから、その予算立てのときも言った。やらずして1,200万円、やって3,600万円ならどっちが得だ。やらないほうがいいのではないかという話、たしか予算のときにしたのだ、そういう話、私も。だから、そこまでやっぱり考えられるような行政の運営、在り方、それどう考えているのかと。そこだ。やるのであれば、もう4月からでもびしっとやればいいではないか、8月に。もう9月になっているのだから、早めと、そういう考え方を示して。今すぐ出せないと言いながら、もう何年もきている。そこら辺どうなのだろう。

観光 課長 今年度の営業については、コロナの感染状況もあるので、ちょっとぎりぎりまでというところもあった。今後についてなのだけれども、今公共施設のマネジメントプログラムのほうの方針としては、令和4年度中に方針を決定するという事になっているので、今現在、庁内の関係課で検討会のほうを進めているところであるので、それについては廃止だけでなく、いろんな方向性も含めて検討しているので、今ほどの委員の意見も踏まえて、方針のほうを決定していきたいと思うので、願います。

姫路 敏 今年やるということで決めてかかっているのだ。決算は去年のやっていない決算見ているけれども、やるという方針であれば早速かかったほうがいい。どうするか、ああするか、公共施設がどうだと、それ来年考えていけばいいではないか、まず。取りあえずやるということで機運高めてやっていったほうがいい。副市長、どう思う、早めに。

副 市 長 今課長から申し上げたように、今シーズンはオープンするのだというふうな前提で今進んでいる。ただ、やっぱりコロナの影響がどうしても心配だというようなこともあるのだが、一番は食堂の運営について、これやっぱり感染予防対策をしっかりと取るのだということではないとお客様受け入れられないので、県の認証を取るためにもそんなことも取り組んでいるし、確かに、するのかもしれないのか、何かうやむや言っているのではないかということではあるのだけれども、しっかり準備は今進んでいるということでご理解いただきたいと思う。

姫路 敏 食堂あたりだと、県の認証制度というのをまだ取っていないのか分からないけれども、早めに取ってぼんぼん、ぼんぼん組み立てていかないと、そういう姿勢が不信感を抱くことになるので、そういうふうをお願いしたいと思うが、観光課長、どうだか、4月からあなたなっただけで、右も左も分からないで、何と言えればいいか分からないかもしれないけれども、どう思う。

観光 課長 今、オープンに向けて準備のほうは進めている。認証制度のほうも、まだ審査はしていないけれども、いろいろ関係課のほうと協議をしているところであるので。

山田 勉 2年間休んで、去年は大雪が降って大変だったのだが、今年は関川のほうのスキー場も閉鎖する。そういう面では、ゲレンデの草刈り業務委託なんかは2年間は一切やっていないのか、運営していないから。

観光 課長 草刈りについては毎年やっている。

山田 勉 経営していなくてもやっているわけだね。皆さんの声が少しでもやっぱりこれから、

関川やめた、ではこれからやっぱり朝日村でも復帰して頑張っ、今から、先ほど言われたように、もう早速取りかかったほうがいいと思うが。同じ質問だかもしれないが、再度。

観光 課長 先ほども申し上げさせていただいたけれども、今準備のほうを進めているので。  
山田 勉 願います。

(自由討議)

姫路 敏 賛同はするけれども、取りあえず今言ったように、やっぱり今後、来年以降の、今年度はもう決めて、腹くくってやっているわけだから、早いことやってしまっ、それで来年度以降のものについて見れば、早めに部内で、庁舎内で検討して、やめるのかやるのか、ここから始まっ、やめるとするならばどうだとかこうだとかというような検討をやっていただいて、そして納得のできる蒲萄スキー場という形を取ってもらいたいなと、こういうふうには私は思う。以上だ。

尾形 修平 決算認定については私も了とするけれども、来年以降、それこそ今言っているような公共施設のマネジメントプログラムの中で協議されるのだろうけれども、これも自然相手のやつなので、仮に今年もオープンしたくても少雪だった場合、営業できないわけなので、そういうことも含めると、なかなか地球温暖化に関していった中で、スキー場の運営、特に豪雪地帯ではあるかもしれないけれども、内陸部と違って、沿岸部のスキー場なので、毎年の運営が確実にできるという保証はなかなか得られないのではないかとということも踏まえて、来年度中に結論を出すということなので、様々な利害関係者がいるわけだから、よく協議していただいて結論を出していただきたいというふうに思う。以上だ。

姫路 敏 この自由討議には、委員長の報告には委員の名前も記してしゃべるといことでのいのだよね、そう理解しているけれども。

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑、自由討議を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第100号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

委員長 (川崎健二君) 散会を宣する。

(午後 1時20分)